

平成19年度

平成20年度から

基本健康診査
保健指導

・40歳～64歳

被保険者 労働安全衛生法による健診等(義務)
(サラリーマン等) (事業主が実施)
被扶養者 老人保健法による健診等(義務)
(配偶者等) (市町村が実施)



特定健診
特定保健指導

・40歳～64歳

被保険者 労働安全衛生法による健診等(義務)
(健診=事業主が実施、保健指導=医療保険者が実施)
被扶養者 高齢者医療確保法による健診等(義務)
(被保険者(夫等)が加入している医療保険者が実施)

・65歳～74歳

被保険者(国保に加入) 老人保健法による健診等(義務)
(サラリーマン退職後) (市町村が実施)
被保険者(国保に加入) 老人保健法による健診等(義務)
(配偶者等) (市町村が実施)



・65歳～74歳

被保険者(国保に加入) 高齢者医療確保法による健診等(義務)
(サラリーマン退職後) (医療保険者が実施)
被保険者(国保に加入) 高齢者医療確保法による健診等(義務)
(配偶者等) (医療保険者が実施)

・75歳以上

被保険者(老人保健) 老人保健法による健診等(義務)
(サラリーマン退職後) (市町村が実施)
被保険者(老人保健) 老人保健法による健診等(義務)
(配偶者等) (市町村が実施)



・75歳以上

被保険者(後期高齢者医療制度に加入) 高齢者医療確保法による健診等
(広域連合が実施) (努力義務)
被保険者(後期高齢者医療制度に加入) 高齢者医療確保法による健診等
(広域連合が実施) (努力義務)

介護保険法による生活機能評価(義務)

自己負担額 : 老人保健法:実費の3割程度

高齢者医療確保法(健康保険、国保、共済等):医療保険者が自由に設定

注) 1. 医療保険者とは、健康保険、国民健康保険、共済組合、船員保険等

2. 広域連合とは、後期高齢者医療の事務を処理するために、都道府県の区域ごとに全市町村が加入して設立された広域連合

がん検診

平成10年度に一般財源化した後は、法律に基づかない事業として市町村が実施。(努力義務)



健康増進法に基づく事業として、引き続き市町村が実施。(努力義務)

自己負担額:無料～3割程度(実施主体である市町村が定めている)

健康局で検討中

国は、胃がん、子宮がん、乳がん、大腸がん及び肺がんの検査方法等を指針として制定し自治体に実施を通知

国は、がん対策基本法に基づき、がん対策推進基本計画を策定し、地方公共団体、がん患者を含めた国民等と一体となりがん対策に取り組み、「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんと向き合い、がんに負けることのない社会」の実現を目指す

その他

老人保健法により、市町村が実施する肝炎ウイルス検診、歯周疾患検診及び骨粗鬆症検診。(義務)



健康増進法に基づく事業として、引き続き市町村が実施。(努力義務)

自己負担額 : 老人保健法:実費の3割程度

健康局で検討中